障害福祉サービス事業者実地指導 主な指摘事項 〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

1.人員に関する基準

「・八貝に関する金十		
項目	事業所の状況	指導内容
従業員の配置	児童指導員、保育士の	サービス提供時間帯を通じて児童指導
	配置について、基準どお	員及び保育士を2人以上(1人以上常
	り配置されていなかっ	勤)配置してください。(上記は利用定
	た。	員 10 人の場合を想定)
	人们。在中世进入中,	
	令和3年度基準改定により「障害福祉サービス経験者」は児童	
	発達支援及び放課後等デイサービスの人員基準から削除されまし	
	た。詳細は関係法令をご確認ください。	
	事業所をまたぐ兼務職	事業所をまたぐ業務の兼務は、勤務時
	員の勤務時間が明確に管	間を明確に分けて管理してください。
	理されていなかった。	
		なお、上記の の内容は令和 2 年度に
		放課後等デイサービスの特別調査により
		<u>判明し、運営基準減算が適用された事案</u>
		<u>です。</u>
	児童発達支援管理責任	児童発達支援管理責任者はサービス提
	者が適切に配置されてい	│ 供時間帯を通じて1名以上配置し、勤務
	なかった。	 記録を残してください。
	3.7.00	1025 2720 2 1722 1.0

2.運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・	運営規程で定めている	それぞれの記載内容が一致するように
重要事項説明書	内容と重要事項説明書に	整合性を図ってください。
	書かれている内容に相違	また、運営規程の附則に変更した年月
	があった。	日、内容を記載することで、事後に確認
		しやすくなります。
運営規程	運営規程に規定する項	条例(指定基準)又は規則で、サービ
	目が不足していた。	ス種類別に盛り込む項目が規定されてい
		ますので、漏れのないように定めてくだ
		さい。

		また、基準省令の解釈通知の留意点も 参考にしてください。
重要事項説明書	重要事項説明書に記載 する項目が不足してい た。	基準省令の解釈通知で例示されている 項目(運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況(実施の有無・実施した直近の年月日・実施した評価機関の名称・評価結果の開示状況等)については必ず記載してください。
重要事項の掲示	掲示していなかった。	運営規程の概要や従業者の勤務体制、 その他の利用者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項は、相談室や玄 関など、利用者等が見やすい場所に掲示 してください。重要事項を記載したファ イル等を利用申込者、利用者又はその家 族等が自由に閲覧可能な形で事務所に備 え付ける方法も可能です。
個別支援計画	作成又は変更時にアセスメントを実施したことが確認できなかった。 児童発達支援管理責任者が計画を作成したか確認ができなかった。	アセスメントを実施したときは、適切に行われたことがわかるよう記録してください。 計画に作成者の名前を記載してください。
	計画作成に際し、担当者会議が行われていなかった。	計画の原案について、担当者会議を開催し、担当者から意見を求めてください。また、その内容を記録してください。
	利用者及びその家族の 同意を得たことが確認で きなかった。	計画を作成又は変更したときは、利用 開始までに利用者及びその家族の同意を 得たうえで当該計画を交付してくださ い。
	モニタリングを実施し たことが確認できなかっ	モニタリングは利用者と面接し、目標 の達成度を評価してください。

	た。	また定期的にモニタリングを実施し、 記録を残してください。
	計画が作成されていなかった。	速やかに計画を作成し、利用者の同意 を得てください。
	以下の状態で 1 カ月を経過した場合には、個別支援計画 減算が適用されます。 個別支援計画が作成されていない 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていい	
利用定員の遵守	利用児童数が常態的に利用定員を超えていた。	定員を遵守し、受け入れ数の適正化を図ってください。 利用児童数が利用定員を超えたことで、事業所に置くべき従業者の員数が不足し、人員欠如減算や加算の要件を満たさず報酬返還となる事例が発生しています。 <u>減算にならない範囲であれば受け入れて良いということではありません。</u>
サービス提供の記録	解釈通知に従って作成されていなかった。	以下の事項について、サービスの提供 の都度記録し、利用者の確認を得てくだ さい。 ・サービスの提供日 ・提供したサービスの具体的内容 ・利用者負担額等の利用者へ伝達すべき 事項
障害児通所給付費 の額に係る通知等	障害児通所給付費の額 について通所給付決定保 護者に通知していなかっ た。	法定代理受領により市から障害児通所 給付費の支給を受けた場合は、通所給付 決定保護者に対し障害児通所給付費の額 を通知してください。
非常災害対策	非常災害に対する具体 的な計画を作成していな かった。	非常災害に対する具体的な計画を作成 してください。 「非常災害に関する具体的計画」と は、消防法施行規則第3条に規定する消 防計画及び風水害、地震等の災害に対処

		するための計画をいいます。
	非常災害時の通報及び 連携体制を整備していな かった。	非常災害時の通報及び連携体制を整備してください。 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図ってください。
	定期的に避難訓練を実 施していなかった。	定期的に避難訓練を実施してくださ い。
勤務体制の確保等	ハラスメント防止のた めの方針の明確化及び相 談体制の整備等の必要な 措置を講じていなかっ た。	事業者は、職場におけるハラスメント (セクシュアルハラスメント(上司や同僚に限らず、入所者(利用者)やその家族等から受けるものも含む。)やパワーハラスメント)の防止のための雇用管理上の措置を講じてください。
身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を 図るための措置を講じて いなかった。	以下 について適切に実施してく ださい。また、必要な措置を講じている ことが分かるように記録を作成してくだ さい。
	令和3年度基準改定により以下の要件が必要となりました。 (令和4年度より義務化) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。(年1回以上・新規採用時)なお、令和5年度より ~ の措置を講じていない場合も身体拘束廃止未実施減算が適用されますので留意してください。	
虐待の防止	虐待防止のための措置 を講じていなかった。	以下 について適切に実施してください。また、必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。

令和3年度基準改定により以下の要件が必要となりました。 (令和4年度より義務化)

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する こと(年1回以上・新規採用時)

を適切に実施するための担当者を置くこと

3.介護給付費の算定及び取扱い

3.介護紹刊質の昇項目	事業所の状況	指導内容
児童指導員等加	利用児童の数が定員を	実利用児童数に応じた人員配置基準を
配加算	超えている日において、	満たしたうえで、理学療法士、作業療法
	実利用児童数に応じた人	士、言語聴覚士、保育士等を1人(常勤
	員配置基準が満たされて	換算による算定)以上配置してくださ
l	ハなかった。	l I _o
専門的支援加算	従業者の欠勤等によ	人員配置基準を満たしたうえで、理学
'.	り、人員配置基準が満た	療法士等又は児童指導員(児童指導員は
	されていなかった。	児童発達支援に限る)を1人(常勤換算
		による算定)以上配置してください。
欠席時対応加算	欠席児童又はその家族	欠席児童又はその家族等に対して実施
	等に対して実施した連絡	した連絡調整その他の相談支援の内容を
"	調整その他の相談支援の	記録してください。
	内容を記録していなかっ -	
"	<u>.</u> .	
事業所内相談支	 療育に関する相談援助	 療育に関する相談援助を行うことを個
	を行うことについて個別	別支援計画に位置付け、あらかじめ保護
	支援計画に位置付けてい	者の同意を得てください。
	なかった。また、あらか	
ι	じめ保護者の同意を得て	
l	ハなかった。	
	相談援助が 30 分以上行	相談援助を行った場合は、相談援助を
	われたか確認できなかっ	行った日時及び内容を記録してくださ
13	i.	い。相談援助が30分に満たない場合は
		算定できません
77 E + 152 t 2 55	77 E + 10 10 17 TE + 177 - 1	77 = ++= 10 1/ = + 7= + 4 7= = ++== + 1= ++== ++== ++== ++== ++==
延長支援加算 	延長支援が必要な理由	延長支援が必要な理由を個別支援計画
	こついて個別支援計画に 立置付けていなかった。	に位置付けてください。
ון	五旦刊けていなかうた。	
 関係機関連携加		 児童が通う学校等の関係機関と連携を
	系機関と連携を図ること	図ることを個別支援計画に位置付け、事
1 ' '		
	こついて、事前に保護者	前に保護者から同意を受けてください。

個別支援計画に関係機関 との連携方法を位置付けて いなかった。 個別支援計画に関係機関との連携方法を 位置付けてください。

別機関が開催する会議の 参加をもって加算算定して いた。 当該事業所が個別支援計画に関する会議を開催し、関係機関(保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等)との連絡調整及び相談援助を行った場合に算定してください。計画相談(障がい児相談)支援事業所が開催するサービス等利用計画(障がい児支援利用計画)作成のための会議に出席することは算定の対象となりません。

福祉・介護職員 処遇改善加算

福祉・介護職員へ処遇改 善計画等の内容が周知され ていなかった。 全ての福祉・介護職員に処遇改善計画 等の内容を周知してください。

【参考】「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について((令和5年3月10日付け障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)